

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成27年6月18日(2015.6.18)

【公開番号】特開2013-166052(P2013-166052A)

【公開日】平成25年8月29日(2013.8.29)

【年通号数】公開・登録公報2013-046

【出願番号】特願2013-118234(P2013-118234)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【FI】

A 6 3 F 7/02 3 5 2 N

A 6 3 F 7/02 3 3 4

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成27年4月20日(2015.4.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技機に対応して設けられ、当該対応する遊技機を動作させるための遊技用装置に搭載される、所定の処理を行う第1の制御装置と、前記所定の処理とは異なる処理を行う第2の制御装置と、のそれぞれに情報を書き込む書込システムであって、

前記第1の制御装置に対して情報を書き込む第1の書込装置と、

前記第2の制御装置に対して情報を書き込む第2の書込装置と、を備え、

前記第1の書込装置は、前記第1の制御装置に予め記録されている所定情報を読み取る読取手段と、前記読取手段が読み取った前記所定情報を前記第2の書込装置に送信する送信手段と、を備え、

前記第2の書込装置は、前記送信手段から送信された前記所定情報を前記第2の制御装置に対して書き込む書込手段を備える、

ことを特徴とする書込システム。

【請求項2】

遊技機に対応して設けられ、当該対応する遊技機を動作させるための遊技用装置に搭載される、所定の処理を行う第1の制御装置に情報を書き込む書込装置であって、

前記第1の制御装置に予め記録されている所定情報を読み取る読取手段と、

前記読取手段が読み取った前記所定情報を、前記所定の処理とは異なる処理を行う第2の制御装置に対して情報を書き込む他の書込装置に送信する送信手段と、を備える、

ことを特徴とする書込装置。

【請求項3】

遊技機に対応して設けられ、当該対応する遊技機を動作させるための遊技用装置に搭載される、所定の処理を行う第2の制御装置に情報を書き込む書込装置であって、

前記所定の処理とは異なる処理を行う第1の制御装置に情報を書き込む他の書込装置が前記第1の制御装置から読み取って送信する、前記第1の制御装置に予め記録されている所定情報を取得する取得手段と、

前記取得手段が取得した前記所定情報を前記第2の制御装置に対して情報を書き込む書込手段と、を備える、

ことを特徴とする書込装置。

【手続補正 2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

(1) 上記目的を達成するため、本発明に係る書込システムは、

遊技機に対応して設けられ、当該対応する遊技機を動作させるための遊技用装置（例えば、カードユニット20など）に搭載される、所定の処理（例えば、パチンコ機10との通信処理（ステップC27）など）を行う第1の制御装置（例えば、通信制御IC23など）と、前記所定の処理とは異なる処理（例えば、パチンコ機10に搭載された主制御チップ13などの認証要求を行う処理（ステップC31）など）を行う第2の制御装置（例えば、セキュリティチップ22など）と、のそれぞれに情報を書き込む書込システム（例えば、遊技用システム1など）であって、

前記第1の制御装置に対して情報を書き込む第1の書込装置（例えば、通信制御IC用ライター610など）と、

前記第2の制御装置に対して情報を書き込む第2の書込装置（例えば、セキュリティチップ用ライター650など）と、を備え、

前記第1の書込装置は、前記第1の制御装置に予め記録されている所定情報（例えば、認証用情報A2など）を読み取る読取手段（例えば、ステップA10で認証用情報A2を読み取る制御部611など）と、前記読取手段が読み取った前記所定情報を前記第2の書込装置に送信する送信手段（例えば、ステップA11で認証用情報A2を送信する制御部611など）と、を備え、

前記第2の書込装置は、前記送信手段から送信された前記所定情報を前記第2の制御装置に対して書き込む書込手段（例えば、ステップA16で認証用情報A2を書き込む制御部651など）を備える、

ことを特徴とする。

【手続補正 3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

(2) 上記目的を達成するため、本発明に係る書込装置は、

遊技機に対応して設けられ、当該対応する遊技機を動作させるための遊技用装置（例えば、カードユニット20など）に搭載される、所定の処理（例えば、パチンコ機10との通信処理（ステップC27）など）を行う第1の制御装置（例えば、通信制御IC23など）に情報を書き込む書込装置（例えば、通信制御IC用ライター610など）であって、

前記第1の制御装置に予め記録されている所定情報（例えば、認証用情報A2など）を読み取る読取手段（例えば、ステップA10で認証用情報A2を読み取る制御部611など）と、

前記読取手段が読み取った前記所定情報を、前記所定の処理とは異なる処理（例えば、パチンコ機10に搭載された主制御チップ13などの認証要求を行う処理（ステップC31）など）を行う第2の制御装置（例えば、セキュリティチップ22など）に対して情報を書き込む他の書込装置（例えば、セキュリティチップ用ライター650など）に送信する送信手段（例えば、ステップA11で認証用情報A2を送信する制御部611など）と、を備える、

ことを特徴とする。

【手続補正 4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0011

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0011】

(3) 上記目的を達成するため、本発明に係る書込装置は、

遊技機に対応して設けられ、当該対応する遊技機を動作させるための遊技用装置（例えば、カードユニット20など）に搭載される、所定の処理（例えば、パチンコ機10に搭載された主制御チップ13などの認証要求を行う処理（ステップC31）など）を行う第2の制御装置（例えば、セキュリティチップ22など）に情報を書き込む書込装置（例えば、セキュリティチップ用ライター650など）であって、

前記所定の処理とは異なる処理（例えば、パチンコ機10との通信処理（ステップC27）など）を行う第1の制御装置（例えば、通信制御IC23など）に情報を書き込む他の書込装置（例えば、通信制御IC用ライター610など）が前記第1の制御装置から読み取って送信する、前記第1の制御装置に予め記録されている所定情報（例えば、認証用情報A2など）を取得する取得手段（例えば、ステップA11で認証用情報A2を受信する制御部651など）と、

前記取得手段が取得した前記所定情報を前記第2の制御装置に対して情報を書き込む書込手段（例えば、ステップA16で認証用情報A2を書き込む制御部651など）と、を備える、

ことを特徴とする。